

平成 27 年度税制改正等に伴う目黒区特別区税条例の考え方について

地方税法の改正に伴う目黒区特別区税条例（以下「条例」という。）の改正については、例年、国会において改正法案成立後、速やかに条例改正に向けた対応を図っている。

一方、平成 27 年度改正項目において、「納税環境の整備」に関しては、地方税の徴収に関する各自治体間の差異を考慮し、地域の実情に応じて条例で定めることとされたことから、これまで検討を進めてきたところである。なお、検討に際しては、税の徴収に当たり密接な関連のある、近隣区及び東京都との整合性も図ってきたところである。

今回、条例整備の考え方が整理されたことから、納税環境の整備、ふるさと納税の拡充をはじめとする各事項に関して、条例改正に向けた準備を進めている。

1 概要

(1) 地方税における猶予制度の見直し

猶予制度には、「徴収の猶予」と「換価の猶予」がある（※）。

これら二つの猶予は、従来、地方税法の規定に基づき行ってきたが、平成 27 年度税制改正により、申請による換価の猶予制度が設けられたことから、これらの手続きについて条例で定める。

ア 申請による換価の猶予の期限

- ・納期限から 3 か月以内（国税は 6 か月）

（理由） 区税においては、納期が一年度に複数回あること、その他東京都・近隣区との均衡を図るため

イ 猶予のための担保提供の基準、申請手続、添付書類、猶予期間における分割納付の方法等については、国税と同様とする。

※徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃止等の事情により期日までに納税できない者について、納税者からの申請に基づき一定期間徴収を猶予する制度

※換価の猶予

滞納処分により財産を換価することにより納税者の事業の継続等を困難にするおそれがあるときや、猶予を行った方が徴収上有利であるときに、職権により徴収を猶予する制度

(2) 自治体に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）の拡充

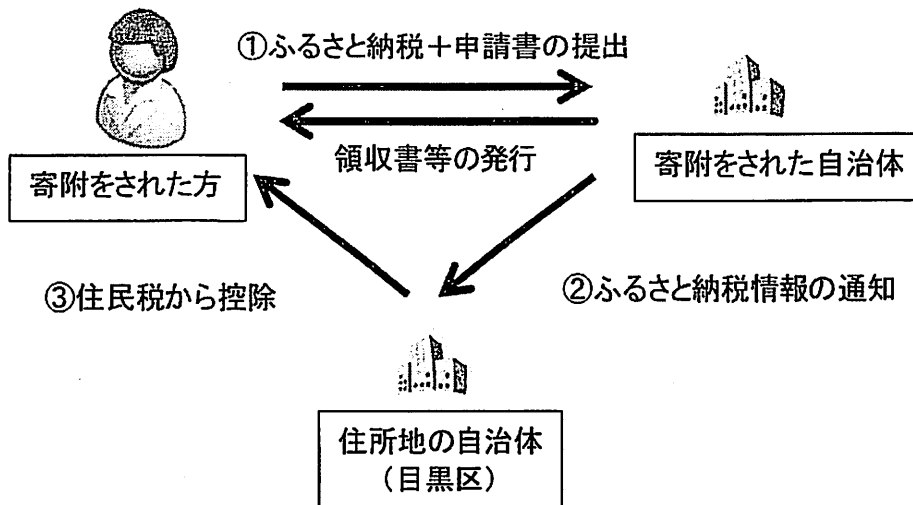
ふるさと納税を促進し、地方創生を推進することを目的として、ふるさと納税をした際に適用される寄附金税額控除（特例控除）の上限額の引き上げを行うとともに、確定申告をせずに寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された。

これに伴い、ワンストップ特例制度の対象者に係る特別区民税の申告の特例手続及び当該特例に基づき特別区民税の税額から控除となる申告特例控除額について条例で定める。

(参考 1) ふるさと納税における控除の内訳

適用外 2000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2000円) × 所得税率	住民税の控除額 (基本分) (ふるさと納税額-2000円) × 住民税率(10%)	住民税の控除額 (特例分) 所得割額の2割を限度
--------------	--------------------------------------	--	--------------------------------

(参考2) ワンストップ控除の概要



(3) その他

ア 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期間の延長

消費税再引き上げの延期に伴い、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、適用期限を2年延長する。

イ 軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の実施

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能に優れたものに対して、軽自動車税を軽減する。

ウ 旧3級品に係る特別区たばこ税率の縮減・廃止

旧3級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるま）に係る特別税率を段階的に廃止する。

エ 減免申請期限の見直し

市町村税の減免に係る申請期限について、市（町・村）税条例（例）が改正されたことを踏まえ、区民税及び軽自動車税に係る減免の申請期限について、現行の「納期限7日前まで」を「納期限まで」に改める。

2 今後の予定

平成27年第4回区議会定例会において条例改正を予定

以 上